



事業概況

平成23年度版

DISCLOSURE 2011



秋田県信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Akita-Ken

目 次

Disclosure 2011

ごあいさつ	1
信用保証協会とは	2
プロフィール	2
秋田県信用保証協会役員名簿／組織図	3
信用補完制度について	4
信用保証のご利用について	6
経営相談について	8
責任共有制度	9
信用保証料	10
主な信用保証制度	11
事業概況（過去 5 年間）	16
平成 22 年度 業務実績	
金融機関別保証状況	17
業種別保証状況	18
市郡別保証状況	19
平成 22 年度 決算報告	20
コンプライアンスについて	24
個人情報の保護について	26
平成 23 年度経営計画について	28

ごあいさつ



秋田県信用保証協会

会長 小林 憲一

平素は、当協会の信用保証業務につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、3月11日の東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、当協会へのご理解をより一層深めていただくためディスクロージャー誌「事業概況 DISCLOSURE2011」を作成いたしました。本冊子は、信用保証制度のしくみや内容、平成22年度の業務実績・決算内容・経営計画・コンプライアンス等をご説明しておりますので、信用保証のご利用にあたってお役立ていただければ幸いです。

今日の県内景気は、震災の影響が依然大きいものがあります。更にこれからは、円高や電力コスト増等により、ものづくりを中心に厳しさが増してくると予想されます。このような経済環境にあつて、当協会は頑張る中小企業の皆様に支援するため積極的に保証推進してまいります。特に、企業の皆様の相談には、これまで以上に真摯に対応してまいりたいと思います。

さて、平成22年度の業務実績は、保証債務残高が前年度をやや上回り、信用保証をご利用いただいている方は、年度末で13,970企業となり4期連続で増加いたしました。また、東日本大震災で被害を被った中小企業者を対象に、県・金融機関・商工団体と連携し「東北地方太平洋沖地震復旧支援資金」をいち早く創設し、積極的に資金繰り支援を行ってまいりました。

本年度においても、東日本大震災復興緊急保証やセーフティネット保証等を活用しながら県内中小企業の皆様の資金繰りの安定や、創業支援・経営支援等に努めるとともに、企業訪問等により皆様と接する機会を増やし「顔の見える保証協会」をめざして、県内企業の経営安定・発展のため役職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

信用保証協会とは

中小企業の資金繰りの円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「公的機関」で、県内 13,970 企業（平成 23 年 3 月 31 日現在）からご利用いただいています。

当県の他にも各都道府県及び 5 市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市）の合計 52 の信用保証協会があり、全国で 157 万の中小企業の皆様からご利用いただき、そのご利用額（保証債務残高）は全体で 35 兆円となっています。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化をはかることを目的としています。
- 秋田県、各市町村、金融機関等から総額 108 億円の出資（出捐金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

プロフィール

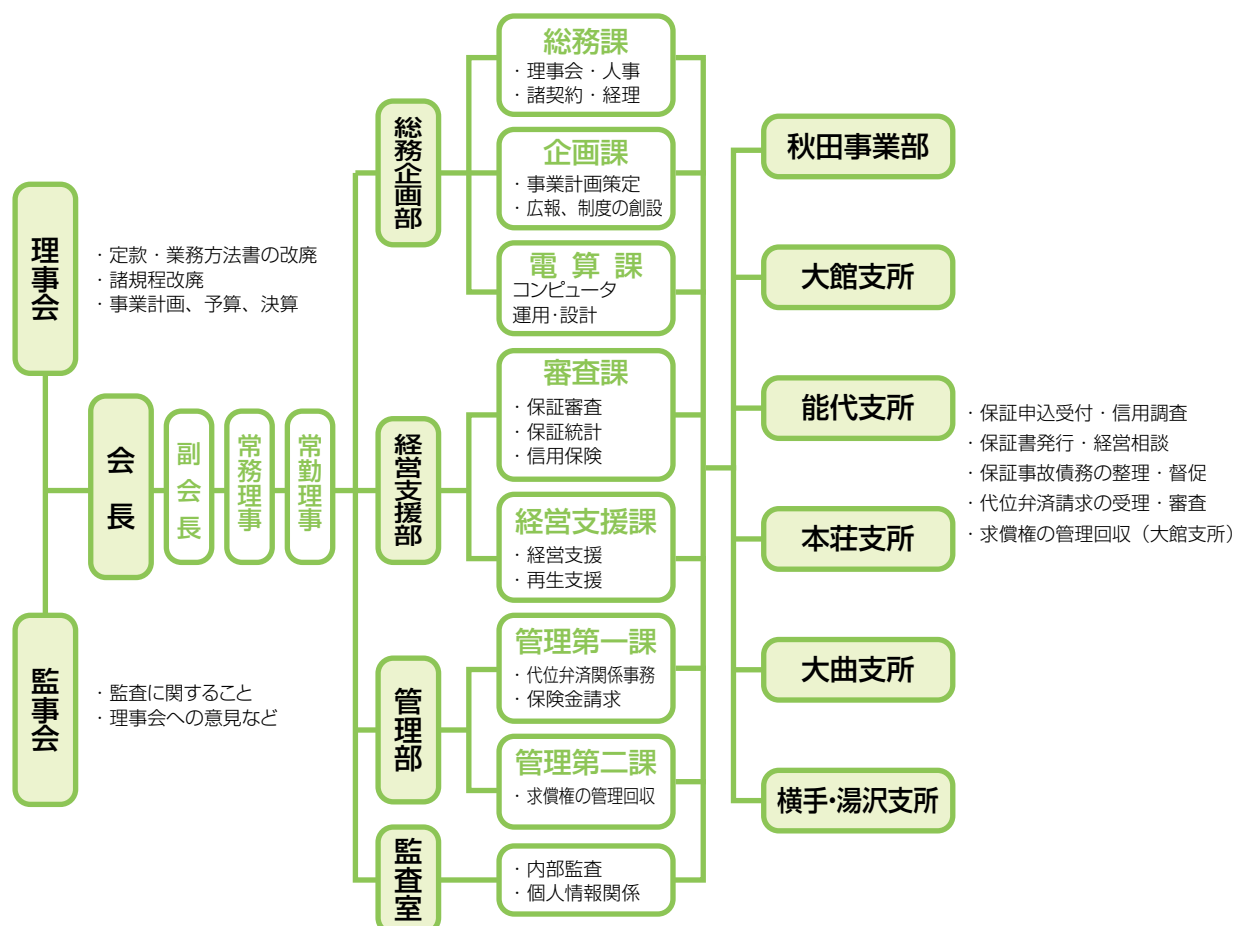
設 立 認 可	昭和 26 年 4 月 24 日
業 務 開 始	昭和 26 年 8 月 1 日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）
基 本 財 産	147 億 49 百万円
保 証 債 務 残 高	2,703 億 15 百万円
保 証 利 用 企 業 者 数	13,970 企業（県内中小企業者数 42,205 企業）
保 証 利 用 率	33.10%
理 事 ・ 監 事	18 名（うち常勤理事 4 名、常勤監事 1 名）
職 員	69 名
事 務 所	本所 秋田市 支所 県内 5 か所（大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市）

秋田県信用保証協会役員名簿／組織図

(平成 23 年 8 月 1 日現在)

役 職 名	氏 名	就 任 日	備 考
会 長	小 林 憲 一	22 年 6 月 1 日	常 勤
副 会 長	渡 邊 靖 彦	19 年 6 月 29 日	秋田県商工会議所連合会会長
常務理事	佐 藤 功	22 年 4 月 1 日	常 勤
理 事	栗 谷 侑 志	17 年 4 月 1 日	常 勤
〃	佐 々 木 直 人	20 年 4 月 1 日	常 勤
〃	伊 東 富 男	23 年 6 月 17 日	秋 田 県 信 用 金 庫 協 会 会 長
〃	北 林 貞 男	21 年 6 月 23 日	秋 田 県 信 用 組 合 理 事 長
〃	斉 藤 永 吉	20 年 6 月 27 日	北 都 銀 行 取 締 役 頭 取
〃	齋 藤 正 寧	17 年 6 月 10 日	秋 田 県 町 村 会 会 長
〃	塩 田 謙 三	22 年 6 月 11 日	秋田県中小企業団体中央会会長
〃	柴 田 誠	22 年 4 月 1 日	秋 田 県 産 業 労 働 部 長
〃	辻 憲 一	23 年 4 月 11 日	商工組合中央金庫秋田支店長
〃	藤 原 清 悦	19 年 6 月 29 日	秋 田 銀 行 取 締 役 頭 取
〃	穂 積 志	21 年 5 月 15 日	秋 田 県 市 長 会 会 長
〃	村 岡 淑 郎	10 年 5 月 27 日	秋 田 県 商 工 会 連 合 会 会 長
監 事	笹 村 英 幸	21 年 4 月 1 日	常 勤
〃	長 谷 部 弘 輝	18 年 10 月 1 日	長谷部弘輝税理士事務所長
〃	三 村 昇	22 年 10 月 1 日	みずほ銀行秋田支店長

理事 15 名、監事 3 名

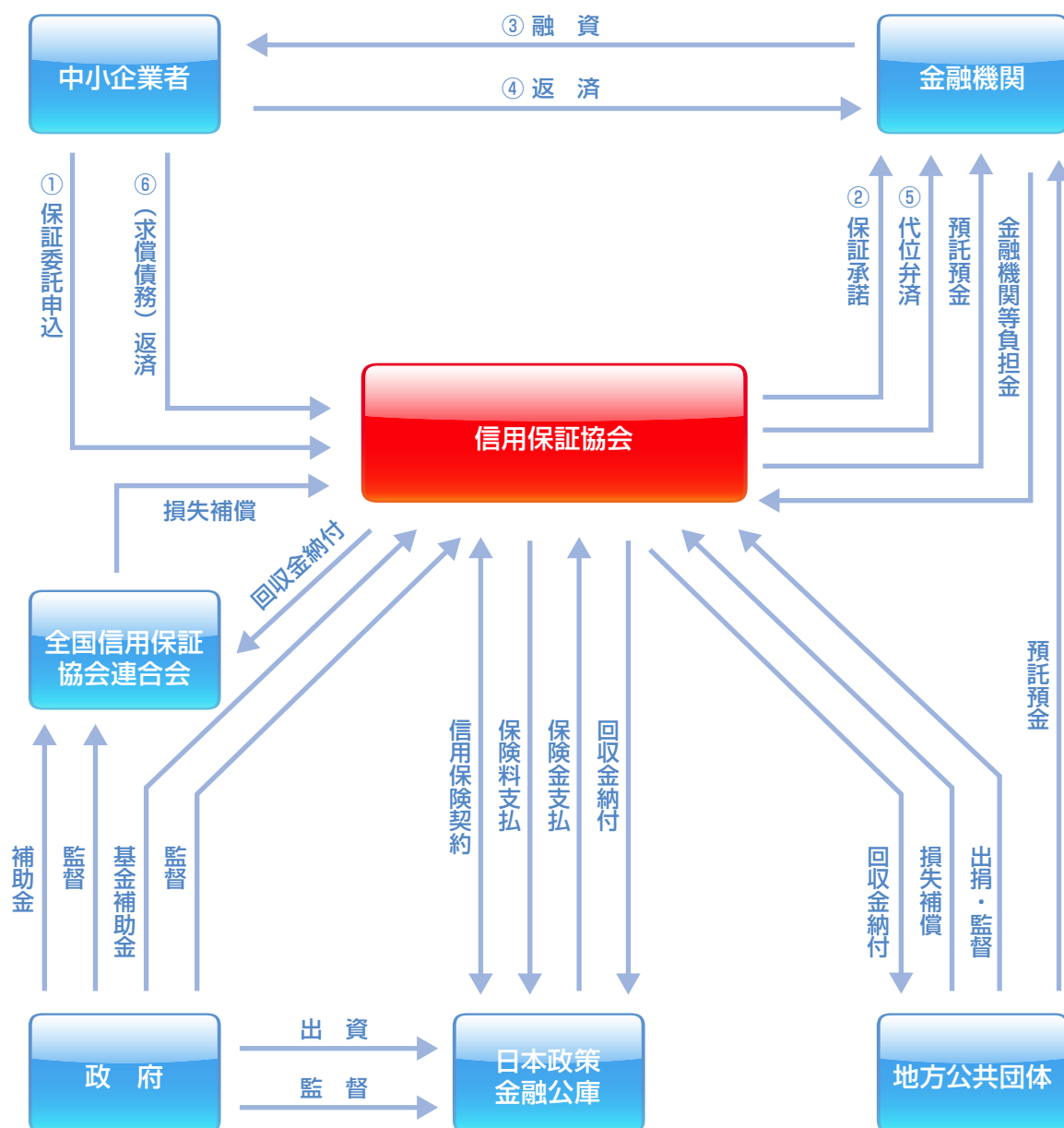


信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これら制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしております。

〔信用補完制度の概要図〕



(注)①～④は保証申込から返済まで、⑤～⑥は代位弁済から(求償債務)返済まで

信用保証制度のしくみ

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者で成立しています。三者の関係図は次のとおりです。



- ① 中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会にお申し込みいただきます。
- ② 信用保証協会は事業の内容などを調査のうえ、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。
- ③ 金融機関は「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者に所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ④ 中小企業者は返済条件に基づいて、借入した金額を返済していただきます。
- ⑤ 万一、何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。信用保証協会は、代位弁済により中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。
- ⑦ 代位弁済後、中小企業者に信用保証協会へ求償債務の返済をしていただきます。

信用保険制度のしくみ

- ① 信用保証協会の保証は、原則として一定の要件を備えているものはすべて、日本政策金融公庫が行う中小企業信用保険法による信用保険に付されます。
- ② この場合、信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。
- ③ 返済が困難となり、中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ返済（代位弁済）した場合、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の7ないし8割を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ その後、信用保証協会が回収した金額は、その7ないし8割を日本政策金融公庫に返納することとなります。



信用保証のご利用について

お客様が保証をご利用する際、保証資格要件や保証審査概要など保証の取扱いに関する事項はつぎのとおりです。

ご利用いただける方

☐ **所在地** …………… 原則として秋田県内に事務所（店舗・事務所・工場等）があつて、現在適法に事業を営んでいる方

☐ **資本金と従業員** 資本金または常時使用する従業員がつぎのいずれかに該当している方

	資 本 金	従業員数
製 造 業	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下
医 療 法 人	－	300 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下

運送業、建設業、ソフトウェア業は製造業と同一の基準です。

☐ **業 種** …………… ほとんど全ての業種で利用可能となっています。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業等中小企業信用保険法において保証対象外としている業種を営む方は、原則として保証対象とはなりません。

☐ **許認可** …………… 許認可を必要とする業種を営んでいる場合、許認可を取得済みの方。

☐ **保証限度額** …………… 個人・法人 2 億 8,000 万円（組合等 4 億 8,000 万円）
（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠があります。）

☐ **保証期間** …………… 運転資金は概ね 10 年以内、設備資金は概ね 15 年以内
（制度保証については、要綱に定める期間となります。）

☐ **資金使途** …………… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。
（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象となりません。）

☐ **連帯保証人** …………… 原則として、会社代表者以外の連帯保証人は不要としています。
（平成 22 年度保証承諾案件の 99%以上が会社代表者のみの連帯保証人で、保証取扱いしました。）

☐ **担 保** …………… 不動産取得資金を除き原則として 8,000 万円までは無担保での取扱が可能です。
（但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。）

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行っています。
 - ・ 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・ 支援企業の有無
 - ・ 技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・ 今後の成長性、経営計画
- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、再建に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まれればご利用可能となります。

□創業・経営支援

- ◎ 新たに創業を準備されている方、事業多角化、事業転換など新分野への参入を計画されている方について関係機関と連携の上、積極的に支援いたします。
- ◎ その他、経営全般に関する課題、資金繰りなどでお困りの方には、保証担当窓口、経営支援部がご相談に応じております。

保証を利用するために解決すべき課題

つぎのいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱の前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎ 社会保険料、税金を滞納している
- ◎ 前回の保証条件が不履行となっている
- ◎ 信用保証料が未納となっている
- ◎ 現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
- ◎ 融通手形を利用している
- ◎ 高利借入を利用している
- ◎ 社外へ資金が流出している
- ◎ 設備投資の場合、自己資金が不足している
- ◎ 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている場合

保証をご利用いただけない方

つぎのいずれかに該当する方は、保証対象となりません。

- ◎ 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
- ◎ 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む）を受けている場合
- ◎ 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
- ◎ 競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
- ◎ 暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力は保証協会の保証対象とはなりません。

不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

経営相談について

保証協会では、常に様々な経営相談を電話・窓口、FAX 等でお受けしております。
(お近くの信用保証協会は最終ページをご参照ください)

お受けしている主な相談内容

事業資金のお借入のことや
資金繰りが不安定で悩んで
いる

- 借換・条件変更による返済緩和対策
- 資金繰りの対策
- 資金繰り表の作り方
- 資金繰り管理のアドバイス など

経営改善に取り組みたい

- 課題抽出へのアドバイス
- 課題解決へのアドバイス
- 改善計画策定支援・アドバイス
- 経営管理のアドバイス など

創業や新事業・多角化等に
積極的に取り組もうとして
いる

- 準備から計画策定までのアドバイス
- 資金計画のアドバイス
- 事業化への具体的なアドバイス
- 経営管理のアドバイス など

関係機関とのネットワークの活用

保証協会のネットワークを活用し、様々な人・機関への斡旋や紹介を行っています。

専門家等の斡旋や紹介

- 労務・税務・法務等の専門的アドバイス
- 事業の指導・アドバイス
- 諸計画の策定支援
- 創業・新事業の専門的指導等 など

保証協会と関係機関との連携

- 行政・あきた企業活性化センター
- 商工会・商工会議所等
- 金融機関
- 再生支援機関 など

責任共有制度

責任共有制度とは

平成 19 年 10 月 1 日からは、信用保証協会と金融機関が適切な責任分担をはかり、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした責任共有制度が導入されました。

なお、ほとんどの保証が責任共有制度の対象となりますが、セーフティネット保証や小規模企業者・創業者などを対象とした責任共有対象外の特別保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。 ①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績（保証債務平均残高や代位弁済率等実績）に基づき一定の負担金を支払う方式
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は 20%
対象除外制度	原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、つぎの制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1 号～6 号 ②災害関連保証 ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証 ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証

信用保証料

信用保証料率

基本料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合では年 0.45 ～ 1.90% の範囲内で次のとおりとなっております。

県制度資金については、県で保証料補給を実施しており、最高でも 1.0% の料率となります。また、市町村制度ではほとんどの市町村が保証料の全額補給を実施しております。

信用保証料率表

(%)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料率の決定プロセス

- ① 決算データについて、中小企業信用情報データベース（略称 CRD）のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- ② 評価結果に応じて保証料率を決定します。
- ③ 定性要因として、中小企業会計に準拠している場合または会計参与設置会社の場合は 0.1%、担保提供している場合は 0.05 または 0.1% の割引を実施し、最終的な保証料率となります。
 - ※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
 - ※ CRD は、経済産業省の発案により中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
 - ※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または創業者については、一律 1.15%（責任共有対象外の場合 1.35%）の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

信用保証料 = 借入金額 × 保証期間（月数） ÷ 12 × 保証料率

<分割返済の場合>

信用保証料 = 借入金額 × 保証期間（月数） ÷ 12 × 保証料率 × 分割返済係数

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2 回 ～ 6 回	0.70
7 回 ～ 12 回	0.65
13 回 ～ 24 回	0.60
25 回 以 上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な信用保証制度

東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により、直接被害および間接的に被害を受けた中小企業者が対象で、一般枠とは別枠でご利用いただけます。

借入限度額	2億8千万円
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
借入利率	金融機関所定金利
保証料率	0.70%
担保、保証人	担保は必要に応じて徴求。保証人は原則として代表者以外徴求しない。
取扱期間	平成24年3月31日貸付実行分まで

※直接被害の場合は特定被災区域の方で市町村長の発行する罹災証明、間接被害の場合は市町村長の売上高減に係る認定書等が必要となります。

秋田県経営安定資金 緊急経済対策枠

県内において1年以上事業を営み、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者について、資金繰りの安定・円滑化等経営の安定を支援します。

借入限度額	2億円
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
借入利率	1.75%
保証料率	0.18%
担保、保証人	担保は必要に応じて徴求。保証人は原則として代表者以外徴求しない。
取扱期間	平成24年3月31日保証申込受付分まで

※指定された業種に属し、売上高の減少等について、市町村長の認定が必要となります。

秋田県創業支援資金 創業者向けの資金

当協会ではこれから事業を始める方、創業して間もない方についても積極的に応援しています。

借入限度額	2,500万円
資金使途	事業資金（不動産取得資金を除く）
保証期間	7年（据置期間2年以内を含む）
借入利率	2.15%
保証料率	0.70%
担保、保証人	担保不要。保証人は原則として代表者以外徴求しない。

中小企業アグリサポート資金

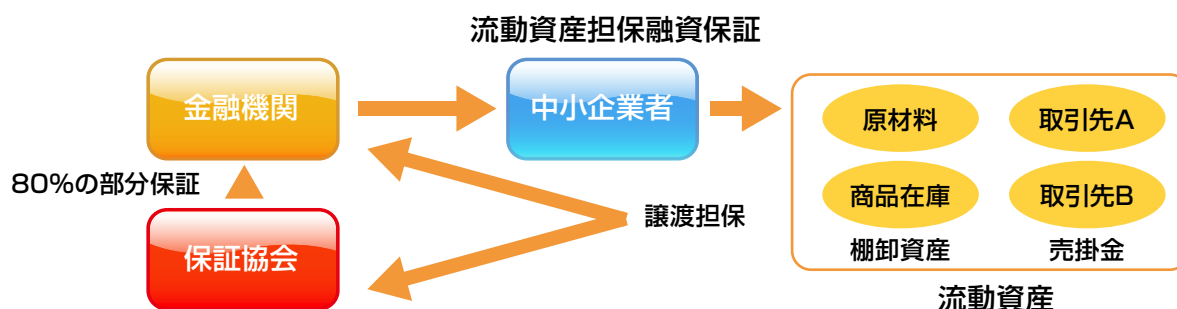
中小企業アグリサポート資金は、農林水産業やその関連業種にチャレンジする中小企業の方々の円滑な資金調達を応援する制度です。当協会では、一部を除き農林水産業を保証の対象外業種としておりましたが、この制度により中小企業者及び農業法人の農林漁業を行うため必要な資金のご利用が可能となりました。

借入限度額	2,500万円
資金使途	農林漁業に係る運転資金及び設備資金 (ただし、農地取得資金及び金融債務返済資金を除くものとする)
保証割合	80%の部分保証 (20%は金融機関のプロパー貸出と同等の扱いとなります)
保証期間	10年間(据置期間3年以内を含む)
借入利率	1.95%
保証料率	0.60%
担保、保証人	担保は必要に応じて徴求。保証人は原則として代表者以外徴求しない。

流動資産担保融資保証 (ABL 保証)

流動資産担保融資保証 (ABL 保証) は、中小企業の皆様が保有する流動資産を担保として活用し、資金調達をより円滑に行うことを目的とした特別保証制度です。不動産担保のご提供が困難な場合等に大変便利にご利用いただけます。

借入限度額	2億5千万円
保証割合	80%の部分保証 (20%は金融機関のプロパー貸出と同等の扱いとなります)
保証期間	根保証：1年間(更新可) 個別保証(売掛債権を担保とする場合のみ)：1年以内
借入利率	金融機関所定
保証料率	0.68%
担保、保証人	担保は、申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する。ただし、個別保証の場合は、売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。保証人は代表者以外徴求しない。



主な保証制度一覧（市町村制度）

①一般資金（原則として、責任共有制度の対象となります）

平成 23 年 4 月 1 日現在

市 町 村 名	略 称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利 ※①
秋 田 市	マ ル 市	運転・設備	1,500 万円	※② 7 年	2.45%
男 鹿 市	マ ル 男		1,500 万円	10 年	2.45%
潟 上 市	マ ル K		1,000 万円	10 年	2.45%
五 城 目 町	マ ル 五		1,000 万円	10 年	2.45%
八 郎 潟 町	マ ル 八		700 万円	10 年	2.45%
井 川 町	マ ル 井		1,000 万円	10 年	2.45%
大 潟 村	マ ル 潟		500 万円	5 年	2.45%
大 館 市	マ ル 大	運転・設備	1,000 万円	7 年	2.45%
鹿 角 市	マ ル 鹿		1,500 万円	10 年	2.45%
北 秋 田 市	マ ル 北		1,000 万円	10 年	2.45%
小 坂 町	マ ル 坂		1,000 万円	10 年	2.45%
上 小 阿 仁 村	マ ル 上		700 万円	10 年	2.45%
能 代 市	マ ル 能	運転・設備	1,500 万円	10 年	2.45%
八 峰 町	マ ル 樫		1,000 万円	10 年	2.45%
三 種 町	マ ル 三		1,000 万円	10 年	2.45%
藤 里 町	マ ル 藤		1,000 万円	10 年	2.45%
由 利 本 荘 市	マ ル 荘	運転・設備	1,000 万円	7 年	2.65%
に か ほ 市	マ ル に		1,500 万円	10 年	2.65%
大 仙 市	マ ル 仙	運転・設備	※③ 1,500 万円	10 年	2.45%
仙 北 市	マ ル セ	運転・設備	1,000 万円	10 年	2.45%
美 郷 町	マ ル 美	運転・設備	1,500 万円	10 年	2.45%
横 手 市	マ ル 横	運転・設備	※④ 1,500 万円	10 年	2.45%
湯 沢 市	マ ル ゆ		2,000 万円	10 年	2.45%
羽 後 町	マ ル 羽		2,000 万円	15 年	所定
東 成 瀬 村	マ ル 東		1,000 万円	7 年	2.45%

②小規模企業向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数20名以下（商業・サービス業の場合は5名以下）で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、1,250万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。
- ・上記の市町村制度と併用することもできますが、利用限度額は両制度合算で、一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

市 町 村 名	略 称	資金用途	借入限度額	借入期間	借入金利
秋 田 市	マ ル 市 小 口	運転・設備	1,250 万円	※② 7 年	2.25%
男 鹿 市	マ ル 男 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
潟 上 市	マ ル K 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
五 城 目 町	マ ル 五 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
井 川 町	マ ル 井 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
大 潟 村	マ ル 潟 小 口		500 万円	5 年	2.25%
大 館 市	マ ル 大 小 口	運転・設備	1,250 万円	7 年	2.25%
鹿 角 市	マ ル 鹿 小 口		1,250 万円	10 年	2.25%
能 代 市	マ ル 能 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	2.25%
八 峰 町	マ ル 樫 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
三 種 町	マ ル 三 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
藤 里 町	マ ル 藤 小 口		1,000 万円	10 年	2.25%
由 利 本 荘 市	マ ル 荘 小 口	運転・設備	1,000 万円	7 年	2.45%
に か ほ 市	マ ル に 小 口		1,250 万円	10 年	2.45%
大 仙 市	マ ル 仙 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	2.25%
仙 北 市	マ ル セ 小 口	運転・設備	1,000 万円	10 年	2.25%
美 郷 町	マ ル 美 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	2.25%
横 手 市	マ ル 横 小 口	運転・設備	1,250 万円	10 年	2.25%
湯 沢 市	マ ル ゆ 小 口		1,250 万円	10 年	2.25%
東 成 瀬 村	マ ル 東 小 口		1,000 万円	7 年	2.25%

※① 市町村からセーフティネット5号認定を受けた方の借入利率は2.25%（由利本荘市・にかほ市は2.45%）となります。

※② 平成24年3月31日受付分までは10年間 ※③ 平成24年3月31日受付分までは3,000万円 ※④ 平成24年3月31日受付分までは2,000万円

- ・保証人は、原則として、法人は代表者のみ、個人の場合は不要です。
- ・各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- ・担保は必要に応じご提供いただくこともございます。（各小口制度は原則無担保となっております。）
- ・保証料は各市町村で全額又は一部を補給しております。

主な保証制度一覧（協会制度、国・秋田県制度）

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度をご用意いたしております。

連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

制 度 名		略 称	借入限度額	保証期間	借入利率（％）
特別保証制度	当座貸越根保証	当 貸	（保証限度額）2億8千万円	2年（更新可）	金融機関所定
	事業者カード	カ ー ド	（保証限度額）2,000万円		
	特定社債保証	特定社債	（保証限度額）4億5千万円	2年～7年	
国の特別保証制度	流動資産担保融資保証	流 動 資 産	（保証限度額）2億円	1年（更新可）	金融機関所定
	東日本大震災復興緊急保証	震 災 緊 急	（保証限度額）2億8千万円	10年	
	激甚災害復旧融資保証 （災害関係保証）	激 甚 災 害	（保証限度額）2億8千万円	10年	
	経営安定関連融資保証 （セーフティネット保証）	国経営安定	（保証限度額）2億8千万円	10年	
秋田県の特別保証制度	秋田県中小企業振興資金	振興固定	1億円	運転設備 7年 10年	2.35 （※①SN1～6号2.15）
		振興変動		運転設備 10年 15年	2.10 （※①SN1～6号1.90） （※③）
	小規模事業振興資金	小 規 模	（県小口と合算で）1,250万円	運転設備 7年 10年	2.35 （※①SN1～6号2.15）
	中小企業災害復旧資金	災 害 復 旧	1,000万円	10年	1.75または1.55
	東北地方太平洋沖地震復旧支援資金	23年地震	3,000万円	10年	1.50
	秋田県経営安定資金	受 注 減	8,000万円	10年	1.95 （※①SN1～6号1.75）
		連 倒			
		緊急経済 対策枠	（特別改善枠を除く経営安定資金と合算で） 2億円		1.75
		特別改善枠	8,000万円 5,000万円	12年	2.35 （※①SN1～6号2.15）
	秋田県新事業展開資金	事業革新	1億円	10年	1.95
	その他	秋田県事業承継資金	5,000万円	10年	1.95 （※①SN1～6号1.75）
		中小企業アグリサポート資金	2,500万円	10年	1.95
	責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	（小規模と合算で）1,250万円	運転設備 7年 10年	2.15
		秋田県創業支援資金	（県再起と合算で）1,000万円	7年	2.15 （創業塾受講者は1.90）
		県創業 等 関 連	1,500万円		
		秋田県再建企業 特別融資資金	（県創業関連と合算で）1,000万円	10年	金融機関所定
		県事業再生	1億円	1年	金融機関所定

※①「SN1～6号2.15」等は、「セーフティネット保証の1号～6号認定を併用する場合の貸付利率」を示し、この場合は2.15%となります。

※②「SN1～6号0.88、SN7号0.76」等は、「セーフティネット保証の1号～6号認定および7号認定を併用する場合の保証料率」を示し、この場合はそれぞれ0.88%および0.76%となります。

※③ お借入後の利率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱の金融機関窓口へお問い合わせ下さい。

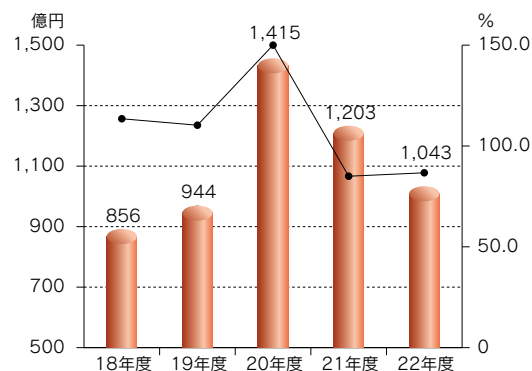
平成 23 年 6 月 1 日現在

保証料率 (企業負担、%)	担 保	取扱金融機関	備 考
1.62 以内	保証金額 5 千万円 までは 原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、 みずほ銀行、三菱東京 U F J 銀行（特定社債 のみ）、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、 山形銀行、岩手銀行（カード除く）、東北銀行 （カード除く）、七十七銀行、きらやか銀行、 北日本銀行（特定社債除く）、商工中金（カー ド除く）、かつの農協（当貸のみ）	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
	原則不要		金融機関の ATM やファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
1.90 以内	保証金額 2 億円 までは 原則不要		優良企業としての一定要件に該当する企業が発行する私募債に対する保証です。
0.68	在庫または 売掛債権のみ	約定書締結金融機関	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。
0.70	必要に応じ		東日本大震災の直接、間接的に災害を受けた方が対象です。一般保証と別枠で、100%保証。 取扱は平成 24 年 3 月 31 日貸付実行分まで。
0.88	必要に応じ		激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者で、市町村長の認定を受けた方が対象です。 一般保証と別枠で 100%保証。セーフティネット保証と合わせて、最大 2 億 8 千万円まで 利用が可能。
※② SN1～6 号 0.88、SN7 号 0.76	必要に応じ		経営の安定に支障を生じている方が対象です。一般保証と別枠で 100%保証。災害関係保 証と合わせて、最大 2 億 8 千万円まで利用が可能。
1.00 以内 (※② SN1～6 号 0.88、 SN7 号 0.76)	必要に応じ	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、 秋田県信組、みずほ銀行、三菱東京 U F J 銀行、青森銀行、みちのく銀行、七十七銀行、 東北銀行、岩手銀行、北日本銀行、山形銀行、 荘内銀行、きらやか銀行、商工中金（小 規模事業振興資金を除く）	借入から完済まで借入利率が一定となります。
0.45 以内 (※② SN1～6 号 0.50)	必要に応じ		借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。
なし	原則不要		従業員数 20 名以下（商業、サービス業は 5 名以下）の小規模企業者の方が対象です。経 営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。
なし	原則不要		災害によって事務所又は事業所が罹災した方が対象です。
1.00 以内 (※② SN1～6 号 0.88、 SN7 号 0.76)	必要に応じ		東日本大震災の直接、間接的に災害を受けた方が対象です。取扱は平成 23 年 9 月 11 日 保証申込受付分まで。
0.45 以内 (※② SN1～6 号 0.50)	必要に応じ		この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近 3 ヶ月間、過去 12 ヶ月間のうち 6 ヶ月間、今後 3 ヶ月間の何れかの期間における売上高が、 前々年同期比又は前年同期比で 5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上
0.18	必要に応じ		倒産企業に対して 50 万円以上の売掛債権等を有する企業が対象です。
1.00 以内 (※② SN1～6 号 0.88、 SN7 号 0.76)	必要に応じ		セーフティネット 5 号認定企業が対象で、100%保証。セーフティネット保証と合わせて 限度 2 億 8 千万円となります。
0.60 以内	必要に応じ		中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。
0.60 以内 (※② SN1～6 号 0.70)	必要に応じ		この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の県知事承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業 の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方
0.60	必要に応じ		次の何れかの企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業
0.50 以内	原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、 秋田県信組、みずほ銀行、三菱東京 U F J 銀行、青森銀行、みちのく銀行、七十七銀行、 東北銀行、岩手銀行、北日本銀行、山形銀行、 荘内銀行、きらやか銀行、商工中金（県 小口を除く）	農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人を含む）
0.70 以内	不要		従業員 20 名（商業・サービス業は 5 名）以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含 んだ保証協会の利用残高が 1,250 万円以内となる方が対象です。
0.70 以内	不要		これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後 5 年を経過していない方が対象です。
1.20	必要に応じ		上記の方に加え、これから分社化を行う会社及び分社した日以後 5 年を経過していない会 社が対象です。
			過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から 5 年以内に新 たに創業する方が対象です。
			法的な再建手続により事業再生に取組む方が対象です。

事業概況 (過去5年間)

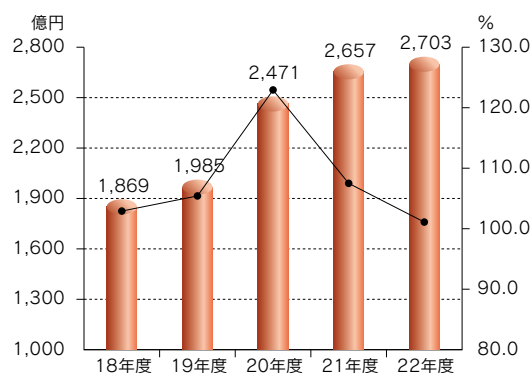
保証承諾 (単位: 件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
18年度	8,702	85,558	113.5
19年度	9,244	94,383	110.3
20年度	10,998	141,547	150.0
21年度	10,251	120,285	85.0
22年度	9,211	104,262	86.7



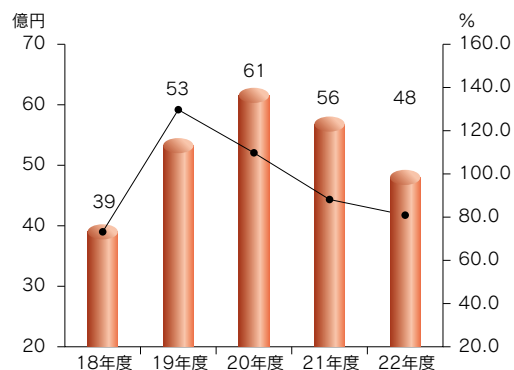
保証債務残高 (単位: 件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
18年度	23,651	186,860	102.8
19年度	24,553	198,470	106.2
20年度	26,003	247,061	124.5
21年度	26,846	265,688	107.5
22年度	27,508	270,315	101.7



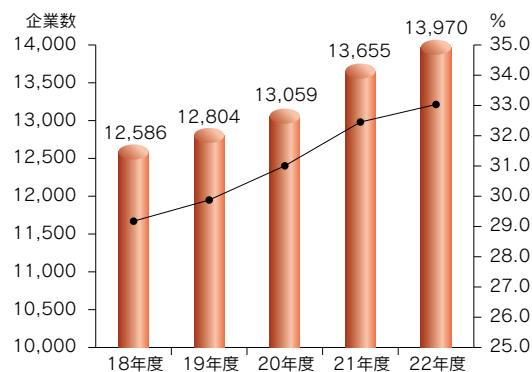
代位弁済 (単位: 件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
18年度	491	3,876	76.2
19年度	565	5,266	135.9
20年度	643	6,101	115.9
21年度	631	5,644	92.5
22年度	486	4,756	84.3



保証利用企業数 (単位: 企業数、%)

	件数	増減数	※利用度
18年度	12,586	-9	29.8
19年度	12,804	218	30.3
20年度	13,059	255	30.9
21年度	13,655	596	32.4
22年度	13,970	315	33.1



※利用度: 保証利用企業数 ÷ 中小企業者数 (2010年版中小企業白書付属統計資料)

■ 金額、企業数 — 前年比、利用度

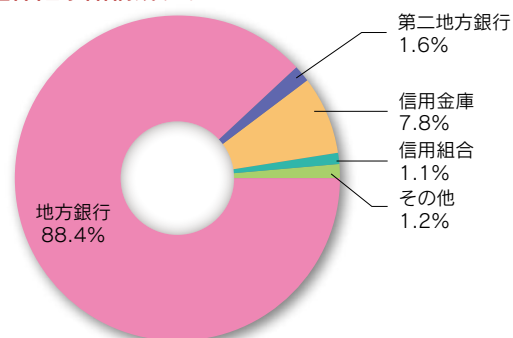
平成22年度 金融機関別保証状況

保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	7,592	92,116	89.6
第二地方銀行	165	1,635	91.2
信 用 金 庫	1,266	8,153	77.2
信 用 組 合	138	1,140	44.1
そ の 他	50	1,218	48.0
合 計	9,211	104,262	86.7

■保証承諾構成グラフ

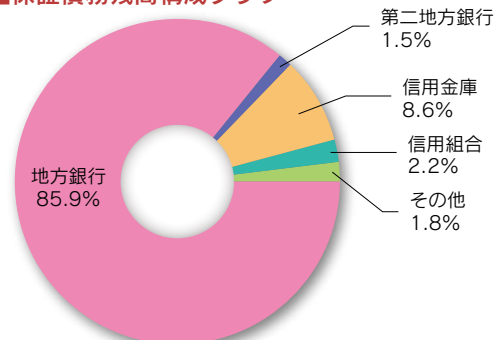


保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	22,338	232,324	102.7
第二地方銀行	474	4,057	100.9
信 用 金 庫	3,753	23,127	94.9
信 用 組 合	755	5,917	90.8
そ の 他	188	4,890	106.2
合 計	27,508	270,315	101.7

■保証債務残高構成グラフ

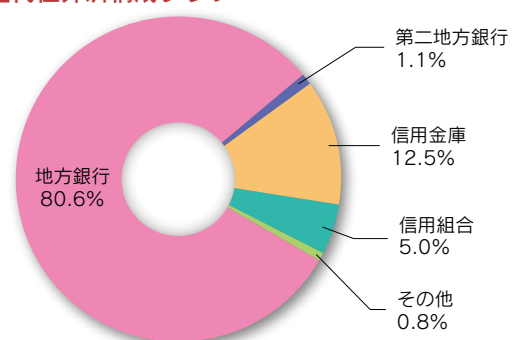


代位弁済

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	359	3,833	86.5
第二地方銀行	8	52	43.3
信 用 金 庫	90	594	73.9
信 用 組 合	27	238	86.8
そ の 他	2	39	243.8
合 計	486	4,756	84.3

■代位弁済構成グラフ



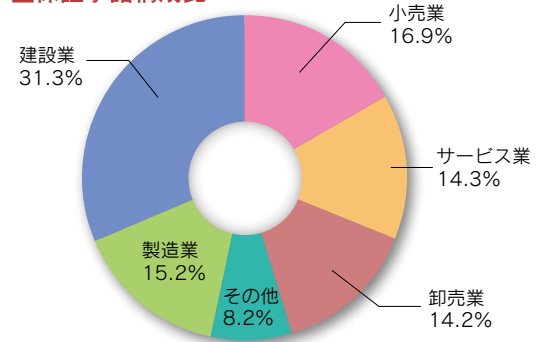
平成22年度 業種別保証状況

保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
製造業	1,383	15,800	71.3
建設業	2,912	32,587	83.7
小売業	2,121	17,650	88.6
サービス業	1,286	14,878	101.1
卸売業	899	14,836	100.6
その他	610	8,511	86.8
合計	9,211	104,262	86.7

■保証承諾構成比

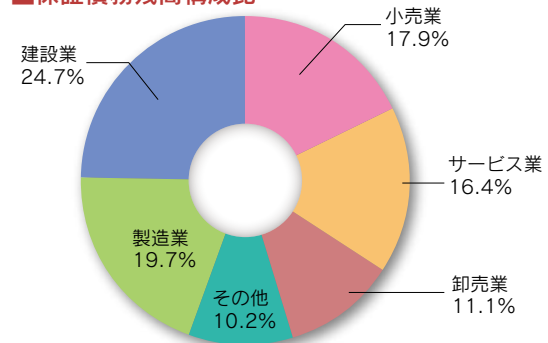


保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
製造業	4,803	53,152	99.6
建設業	7,286	66,732	95.1
小売業	6,798	48,470	102.8
サービス業	4,295	44,376	110.0
卸売業	2,282	29,974	105.7
その他	2,044	27,611	104.9
合計	27,508	270,315	101.7

■保証債務残高構成比

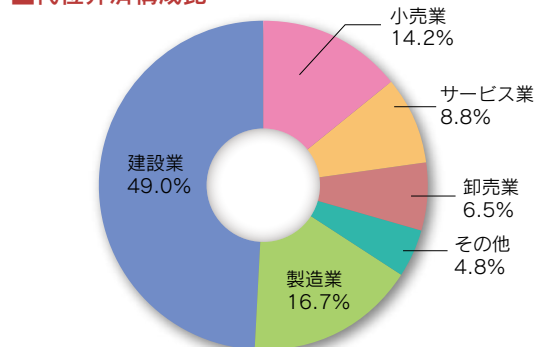


代位弁済

(単位：件、百万円、%)

	件数	金額	前年比
製造業	74	792	60.4
建設業	208	2,332	111.3
小売業	101	673	96.7
サービス業	46	419	82.9
卸売業	42	310	50.6
その他	15	230	54.1
合計	486	4,756	84.3

■代位弁済構成比



平成22年度 市郡別保証状況

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	2,400	30,707	76.6	8,135	89,442	99.3	192	1,728	72.4
男鹿市	253	3,019	94.7	757	6,986	101.5	8	185	100.2
潟上市	223	2,713	98.9	656	6,089	103.5	14	94	78.2
南秋田郡	208	2,481	117.4	532	4,556	100.8	10	51	102.1
大館市	630	6,084	71.8	2,116	20,639	97.7	25	283	59.7
鹿角市	294	3,224	83.6	1,071	10,091	100.0	12	57	87.5
北秋田市	171	1,921	57.4	721	6,971	93.1	20	336	206.9
鹿角郡	22	286	58.2	109	1,148	95.9	2	59	285.4
北秋田郡	20	190	100.1	64	461	86.9	0	0	0.0
能代市	646	5,793	84.6	1,792	15,260	107.6	15	32	6.2
山本郡	276	2,598	93.1	783	5,650	97.1	19	138	106.9
由利本荘市	621	5,556	75.8	2,009	17,173	96.5	18	140	53.4
にかほ市	301	2,566	63.5	953	9,835	98.6	17	119	55.5
大仙市	827	9,708	92.4	2,230	22,897	101.6	48	631	271.8
仙北市	349	3,812	93.7	842	8,149	103.4	21	253	312.7
仙北郡	137	1,291	135.7	365	2,995	106.9	9	36	56.8
横手市	1,109	12,729	114.9	2,539	23,296	111.7	34	253	55.1
湯沢市	526	7,206	131.5	1,310	12,744	117.3	14	159	154.2
雄勝郡	169	1,379	96.5	411	3,097	116.4	3	17	16.2
県外	29	999	80.2	113	2,836	109.9	5	185	12101.1
合計	9,211	104,262	86.7	27,508	270,315	101.7	486	4,756	84.3

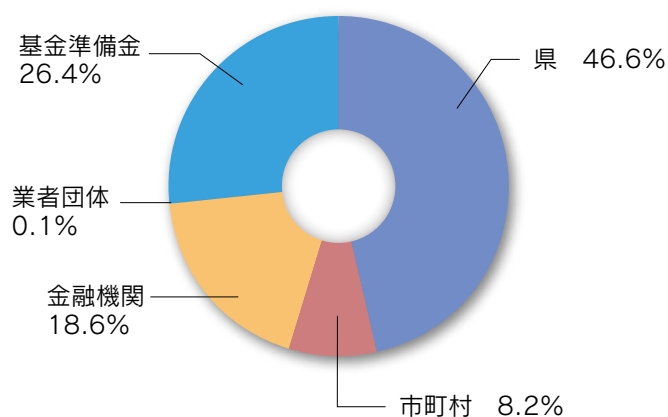
平成22年度 決算報告

貸借対照表 (H 23. 3.31 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	14,748,809
預 け 金	3,727,674	基 金	10,847,937
普 通 預 金	127,003	基 金 準 備 金	3,900,872
通 知 預 金	310,000	制 度 改 革 促 進 基 金	430,769
定 期 預 金	3,271,965	収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,647,397
郵 便 貯 金	18,706	責 任 準 備 金	1,638,393
有 価 証 券	19,253,123	求 償 権 償 却 準 備 金	376,863
地 方 債	12,747,440	退 職 給 与 引 当 金	896,684
社 債	6,504,683	損 失 補 償 金	4,439,222
株 式	1,000	保 証 債 務	270,315,178
動 産 ・ 不 動 産	423,349	借 入 金	2,500,000
損 失 補 償 金 見 返	4,439,222	短 期 ・ 長 期 借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	270,315,178	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	2,500,000
求 償 権	1,254,065	雑 勘 定	3,299,849
雑 勘 定	880,553	仮 受 金	37,881
仮 払 金	5,944	保 険 納 付 金	102,172
厚 生 基 金	290,709	損 失 補 償 納 付 金	13,676
連 合 会 出 資 金	10,930	未 経 過 保 証 料	3,139,340
未 収 利 息	63,739	未 払 保 険 料	1,641
未 経 過 保 険 料	509,231	未 払 費 用	5,139
合 計	300,293,164	合 計	300,293,164

基本財産の状況 (出資先構成割合) ※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。



平成 22 年度貸借対照表

借 方		貸 方	
		(単位：百万円)	
現金預金	3,728	基本財産	14,749
● 有価証券	19,253	制度改革促進基金	431
ここに計上している求償権は、代位弁済した金額から日本政策金融公庫より受領した保険金や県・市町村等からの損失補償金、回収額、償却額を控除したものです。	動産・不動産	収支差額変動準備金	1,647
	● 求償権	責任準備金	1,638
	雑勘定	求償権償却準備金	377
		退職給与引当金	897
		借入金	2,500
		雑勘定	3,300
※以下の科目を資産と負債を同額計上しています		保証債務	270,315
保証債務見返	270,315	損失補償金	4,439
損失補償金見返	4,439		

株式会社の資本金に相当する勘定で、基本財産は①基金、②基金準備金で構成されています。基金の出資先は県・市町村、金融機関等です。基金準備金は株式会社の繰越利益に相当するもので、過去の収支差額の累計です。

17年4月以降の保証承諾のうち部分保証分に係る協会損失が発生した場合等、本基金を取り崩しします。国の補助金として協会の経営基盤を強化する目的で創設されたものです。

収支差額に欠損が生じたとき、または急激な保証増加により基本財産の増強が必要になった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般の企業の「貸倒引当金」に相当するものです。

資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積立したものです。

財務基盤強化のため、全国信用保証協会連合会を通じて、国から無利子で借入したものです。

雑勘定のうち、3,139百万円は未経過保証料です。この勘定は受領した信用保証料のうち当年度決算期に入らない分を計上するもので、前受金に相当します。

収支計算書 (H 22.4.1 ~ H 23. 3.31)

(単位：千円)

支 出		収 入	
経常支出	1,830,040	経常収入	3,133,661
業 務 費	829,162	保 証 料	2,496,362
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	1,876
信 用 保 険 料	997,010	有価証券利息・配当金	331,844
雑 支 出	3,868	延 滞 保 証 料	4,186
		損 害 金	17,646
		事 務 補 助 金	1,869
		責 任 共 有 負 担 金	246,009
経常収支差額	1,303,621	雑 収 入	33,869
経常外支出	6,474,833	経常外収入	6,076,095
求 償 権 償 却	4,444,983	償却求償権回収金	142,801
補 填 金 償 却	4,062,451	責 任 準 備 金 戻 入	1,603,327
自 己 償 却	382,532	求償権償却準備金戻入	261,846
雑 勘 定 償 却	14,122	求償権補填金戻入	4,062,451
退 職 金	401	保 険 金	3,587,608
責 任 準 備 金 繰 入	1,638,393	損失補償補填金	474,843
求償権償却準備金繰入	376,863	補 助 金	0
そ の 他 支 出	71	そ の 他 収 入	5,670
経 常 外 収 支 差 額	-398,738		
		制度改革促進基金取崩額	1,380
当 期 収 支 差 額	906,263	収支差額変動準備金取崩額	0

平成 22 年度収支計算書

支 出

収 入

(単位：百万円)

日本政策金融公庫に支払う信用保険料です。

経常支出	業務費	829
	信用保険料	997
	雑支出	4

経常収入	保証料	2,496
	預け金利息、有価証券利息	334
	その他	304

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料です。

年度末の求償権のうち日本政策金融公庫から受領した保険金、県・市町村等からの損失補償金、求償権のうち回収困難と認めれるのを償却しています。

経常外支出	求償権償却	4,445
	責任準備金繰入	1,638
	求償権償却準備金繰入	377
	その他	15
	当期収支差額	906

将来の不測の事態に備えて保証債務の一定額を積み立てます。貸借対照表には、「責任準備金」として同額を貸方に計上しています。

資産の健全性を保つため、年度末求償権残高の一定額を積み立てます。貸借対照表には、「求償権償却準備金」として同額を貸方に計上しています。

経常外収入	求償権補填金戻入	4,062
	責任準備金戻入	1,603
	求償権償却準備金戻入	262
	償却求償権回収金	143
	その他	6

日本政策金融公庫から受領した保険金及び県・市町村等から受領した損失補償金を計上しています。求償権補填金を期末に戻入処理することにより求償権の償却を行っています。

今年度の責任準備金を積立すると同時に洗替えとして前年度分を戻し入れています。

今年度の求償権償却準備金を積立すると同時に洗替えとして前年度分を戻し入れています。

償却済の求償権から回収した金額を計上しています。

制度改革促進基金取崩額 1

収支差額変動準備金取崩額 0

平成 22 年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

平成 22 年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要につきホームページにて公表しています。

コンプライアンスについて

秋田県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

（信用保証協会の公共性と社会的責任）

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

（質の高い信用保証サービス）

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

（反社会的勢力との対決）

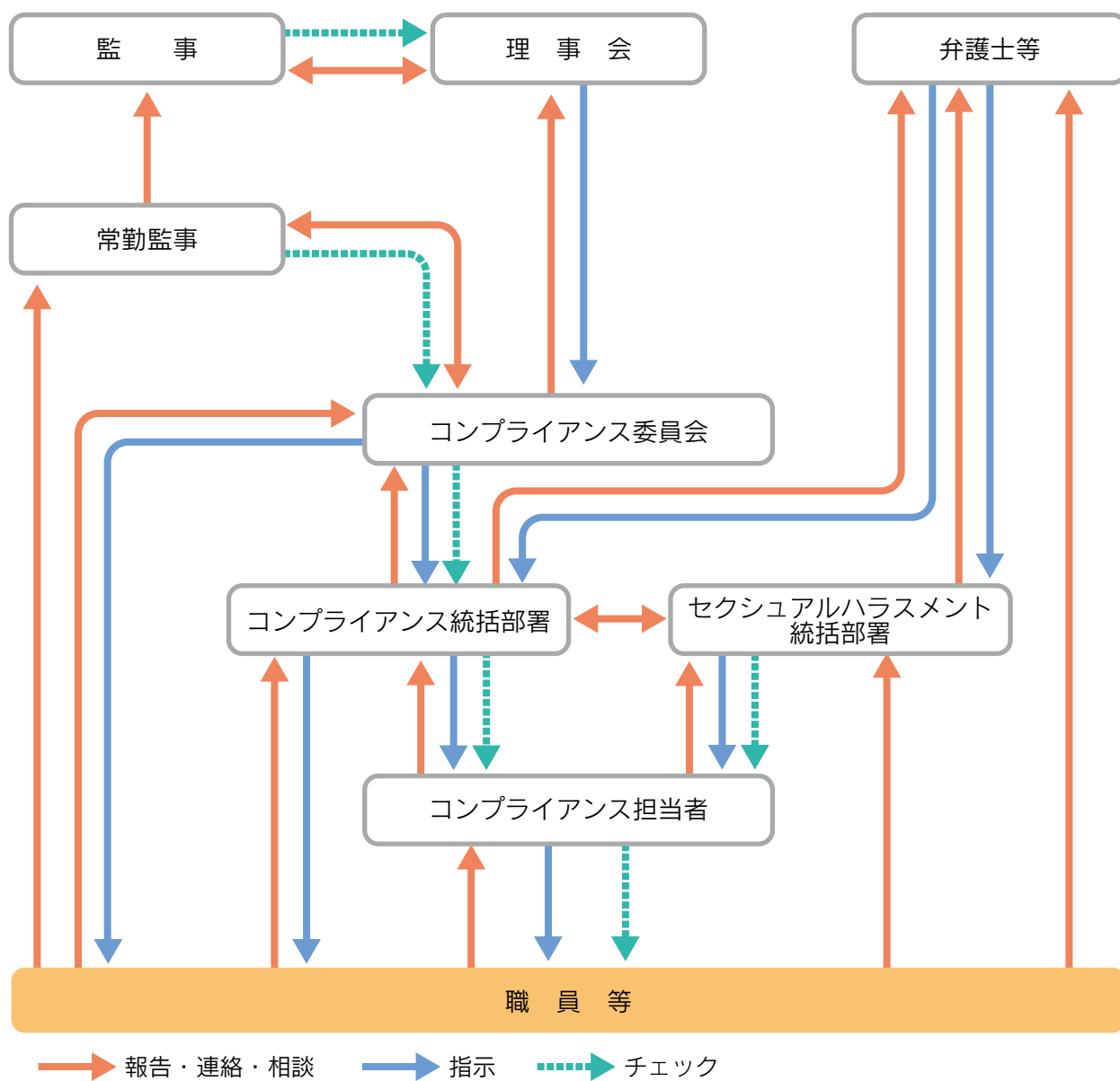
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

（地域社会に対する貢献）

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の 1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- ・個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第 23 条第 4 項第 1 号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1 件につき 300 円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第 23 条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 4. (3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

○ 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	秋田市旭北錦町 1 番 47 号
電 話 番 号	018-863-9011
部 署 名	監査室

平成23年度 経営計画について

1. 業務環境

(1) 秋田県の景気動向

昨年は、国内の大都市圏を中心として、新興国の旺盛な需要や国の景気対策を背景に前半から順当な回復が続き、後半は円高等の影響などから減速を見せたものの総じて改善傾向を示しました。一方、県内景気においては、生産、個人消費や雇用・所得などの一部で持ち直しの動きを見せたものの、実感は乏しく、また、ここにきて景気対策による需要先行の反動や公共投資の減少などにより回復は力強さを欠いているものの、先行きについては厳しい状況が続くものと考えられます。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、国・地方公共団体の公的支援の継続を背景に企業倒産は沈静化の傾向にあるものの、個人消費の回復の鈍化や、設備投資計画の大幅な減少など妙味に乏しく、厳しい状況が続いています。金融情勢については、法人向けで製造業を中心に貸出残高が減少し、預金残高においても借入金返済のための取崩しが続いており、総じて増勢は鈍化してします。また、金利面も引続き低水準で推移しています。

2. 業務運営方針

県内の景気動向及び県内中小企業者の経営環境は厳しく、原油・原材料の高騰、リーマンショック、円高などを経て企業体力は低下し疲弊しており、回復に向け今後も積極的な中小企業支援が必要です。

このような状況の中、当協会は引き続き国、県、市町村の施策に呼应しセーフティネット保証や借換保証などの政策保証を活用し県内中小企業の資金繰りの安定に寄与するとともに、創業や新事業展開など挑戦する企業への支援や、企業訪問、経営支援など企業との接点の増加による「顔の見える保証協会」への取組みを強化することとし、

保証業務においては

- ・セーフティネット保証、借換保証、創業関連保証など政策保証の推進
- ・保証利用企業者数の増加による信用補完制度の普及・拡大

経営支援関連及び期中管理業務にあつては

- ・企業実態とニーズの的確な把握による効果的な経営支援業務の実施
- ・条件変更による返済緩和への柔軟な対応

求償権管理回収業務における

- ・保証協会債権回収㈱の活用などによる回収の最大化・効率化

持続可能な信用補完制度の確立に向け

- ・業務運営の更なる効率化

以上を重点課題として取り組むとともに、コンプライアンス態勢の充実・強化にも最大限努力し業務運営いたします。

(1) 政策保証の推進

厳しい経営環境にある県内中小企業を引き続き支援するため、セーフティネット保証や借換保証の積極的な推進、返済緩和への柔軟な対応により中小企業の資金繰りの安定に寄与します。また、創業や新事業展開など挑戦する企業に対する保証支援やアフターフォローを一層強化していきます。

(2) 信用補完制度の普及・拡大

県内中小企業を幅広く支援するため、保証推進キャンペーンやセーフティネット保証などの政策保証の活用、効果的な広報活動などにより保証利用企業者の増加に積極的に取り組みます。

(3) 企業との接点を増加させるための方策の推進

「顔の見える保証協会」を実現するため、企業訪問や経営支援などの取組み強化、関係団体主催の中小企業向けイベントへの参加など、企業との直接的な接点・機会の創出に努めます。また、これらの取組みを通じて得た知識・情報を職員間で共有し企業支援に活用すると共に、提供可能な情報については、中小企業、関係機関等に積極的に発信していきます。

(4) 担保の有効活用と第三者保証人に過度に依存しない保証の推進

法人代表者を除く連帯保証人の非徴求を引続き徹底します。また、金融機関既設定担保の活用及び流動資産担保保証の推進などにより、企業の埋もれている信用力の発掘に努めます。

(5) 経営支援、再生支援の強化・拡充

経営支援体制を一層強化するため、組織機構を改編し、保証審査から経営支援・再生支援までを一体的に統括する経営支援部を新設します。また、企業訪問、信用調査を通じ企業実態とニーズの的確な把握に努めることで効果的な経営支援、再生支援を行うと共に、創業、新事業展開などの新事業者育成も経営支援の柱に据えて取組むことにより、地域経済の活性化に寄与します。

(6) 金融機関・関係機関との連携強化

県や市町村、あきた企業活性化センターや商工会、商工会議所等の支援機関との情報の交換・連携強化に努め、相互機能の補完を図ると共に、金融機関との定期協議会や勉強会等を通じ、より強固な連携の実現を目指します。

(7) 利便性の向上に向けた取組

保証審査のスピードアップによる中小企業者の利便性向上に資するため、OCR（光学式文字読取装置）の導入や東北6県電算共同システムを適宜改善することにより基本業務の省力化を図ります。また、保証書類の簡素化や金融機関融資担当者向けの研修会を通じた保証事務の円滑化に取組みます。

(8) 人材育成

中小企業診断士などの各種資格取得や自主研修による自己研鑽への取組みを奨励します。また、外部機関による研修に職員を計画的に派遣し、多様化する保証制度への対応、目利き能力向上など、職員個々のスキルアップに努めます。

(9) コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスを全ての業務の基本と据え、内部研修会等を通じ役職員への一層の周知・徹底に努めます。また、内部定期監査における指導等を的確に行い、より強固なコンプライアンス態勢を確立します。

3. 保証承諾等の見通し

平成23年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	※ 1,300 億円	※ 108.3%
保証債務残高	※ 3,000 億円	※ 109.1%
代 位 弁 済	60 億円	100.0%
回 収	10 億円	80.0%

※東日本大震災への対応を加味した修正数値。

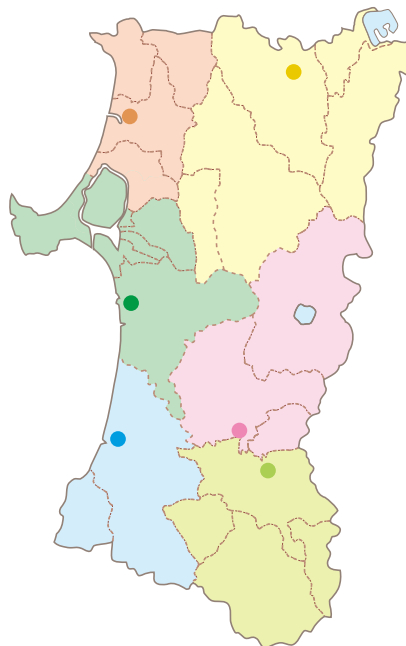
お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。

本所
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
(秋田県商工会館内)
TEL 018-863-9011/FAX 018-863-9188

秋田事業部
TEL 018-863-9016/FAX 018-863-9010
担当地域：秋田市・男鹿市・潟上市・南秋田郡

横手・湯沢支所
〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361 FAX 0182-32-2363
担当地域：横手市・湯沢市・雄勝郡

横手・湯沢支所
〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361 FAX 0182-32-2363
担当地域：横手市・湯沢市・雄勝郡



本荘支所
〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332
担当地域：由利本荘市・にかほ市

本荘支所
〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332
担当地域：由利本荘市・にかほ市

大館支所
〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280
担当地域：大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡

大館支所
〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280
担当地域：大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡

能代支所
〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264
担当地域：能代市・山本郡

能代支所
〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264
担当地域：能代市・山本郡

大曲支所
〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812
担当地域：大仙市・仙北市・仙北郡

大曲支所
〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812
担当地域：大仙市・仙北市・仙北郡



秋田県信用保証協会

発行日／平成23年9月30日

編集／秋田県信用保証協会 総務企画部

発行／秋田県信用保証協会

ホームページ／<http://www.cgc-akita.or.jp>